

事業系ごみの問題点

項目	内容	今後の課題	対策	実施市町村
1 家庭系ごみへの混入	→小規模事業者は家庭ごみとの区別や産業廃棄物の自覚が無い	事業者責任の徹底 負担の公平性確保	・事業系ごみ専用袋(有料)を配布し、市の収集ステーションへの持込を認める。	奈良県大和 市
			・多量排出事業者だけでなく、小規模の事業者に対しても混入禁止の指導や直接搬入方法の情報提供を訪問指導	仙台市、大 和 市
			・事業系ごみ減量化を視野に入れた家庭系ごみの有料化	藤沢市、大 和 市
2 他市町村からの搬入	→処理料金の安いところへ越境排出される		・事業系ごみの処理料金を高くするなどの改定	大阪市、藤 沢 市 大和 市
			・搬入時に厳しくチェックするなど、他市からの持ち込み規制	大阪市、大 和 市
3 資源化対策が不十分	→回収する資源ごみが少量のため、資源化に係る費用がごみ処理費用より高い	資源化の 推進	・事業系ごみの処理料金を高くするなどの改定	大阪市、藤 沢 市、 大和 市
			・資源化可能な紙類の焼却施設への持ち込み禁止	仙台市、藤 沢 市
			・容器包装リサイクル対象のPETボトル、びん、缶類の持ち込み規制	大阪市、藤 沢 市
			・業者の紹介などによる紙類、びん、缶類の資源化推進	仙台市、大 阪 市

* 岡山大学・安田憲二氏による

事業系一般廃棄物に係る政策的課題

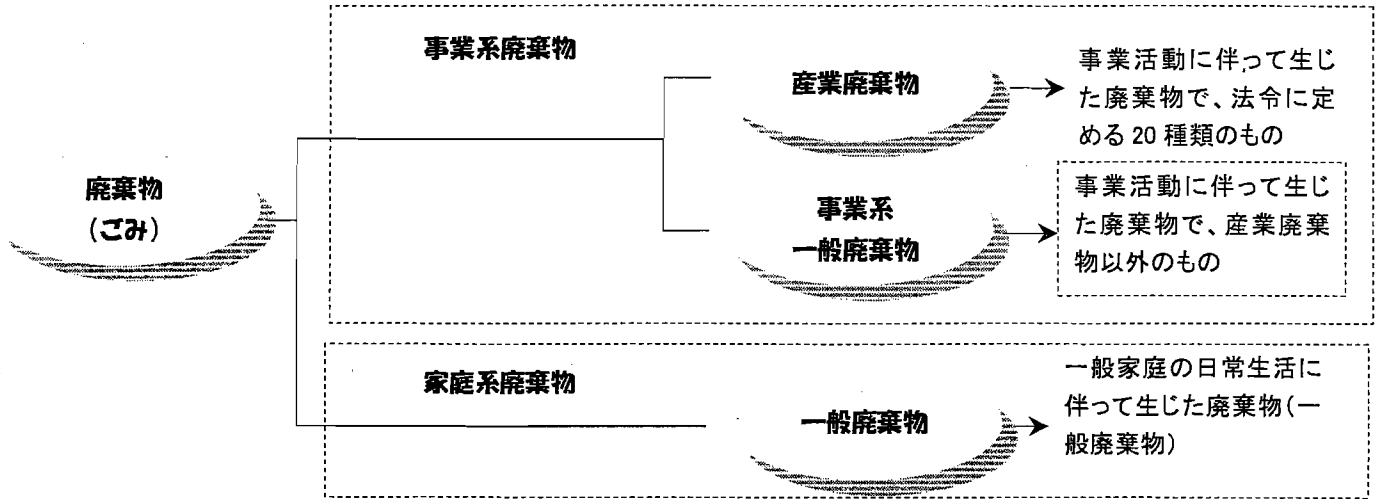
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業系の廃棄物は「産業廃棄物」若しくは「事業系一般廃棄物」に該当する。

・廃棄物処理法(3条1項)で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されている。

・市町村区域内から発生する木くず、繊維くず、紙くず又は動植物性残渣が産業廃棄物に指定されていなくても、通常の清掃事業に過大な負荷がかかる場合は、市町村は3条1項の事業者責任の原則に基づいて、当該企業に対し、そこから排出される廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう自ら処理するよう命ずることができる。

1. 事業所ごみの区分

ごみ(廃棄物)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一般廃棄物と産業廃棄物に大別されています。



■ 20種類の産業廃棄物

あらゆる事業活動に伴うもの(全業種共通・発生過程を問わない)	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動に伴うもの(業種・発生過程に制限がある)	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱家畜のふん尿 ⑲家畜の死体
	⑳以上の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの